

広島県告示第八百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地区	野登呂川C（六〇八二）	土石流	野登呂川（二〇）地区	区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	広島県広島市佐伯区五日市町上小深川地内	告示番号	平成十六年広島県告示第四百九十八号
	野登呂川（二〇）地区		区域の名称	土砂災害特別警戒区域					
			野登呂川（二〇）地区	区域の名称	土砂災害警戒区域				
			野登呂川（二〇）地区	区域の名称	土砂災害警戒区域				